（賃金の支払の確保等に関する法律施行規則の一部改正）

第十二条　賃金の支払の確保等に関する法律施行規則（昭和五十一年労働省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第二号中「厚生年金保険法」を「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法」に改める。

（厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令の一部改正）

第十三条　厚生労働省の所管する法令の規定に基づく民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する省令（平成十七年厚生労働省令第四十四号）の一部を次のように改正する。

別表第一の表一厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）の項及び厚生年金基金規則（昭和四十一年厚生省令第三十四号）の項を削る。

別表第二厚生年金基金令の項及び厚生年金基金規則の項を削る。

別表第三厚生年金基金令の項を削る。

別表第四厚生年金基金令の項を削る。

（社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令の一部改正）

第十四条　社会保障協定の実施に伴う国民年金法施行規則及び厚生年金保険法施行規則の特例等に関する省令（平成二十年厚生労働省令第二号）の一部を次のように改正する。

第三十三条第四号を次のように改める。

四　削除

第三十三条第十九号中「効力」を「その効力」に改め、同条に次の一号を加える。

二十　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第五条第一項又は第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法第百七十三条の二

（日本年金機構の業務運営に関する省令の一部改正）

第十五条　日本年金機構の業務運営に関する省令（平成二十一年厚生労働省令第百六十五号）の一部を次のように改正する。

第九条第二号を次のように改める。

二　削除

第九条第十号中「による」を「により確定給付企業年金又は企業年金連合会が行う」に改め、同条中第十八号を第十九号とし、第十七号を第十八号とし、第十六号の次に次の一号を加える。

十七　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）以下この号において「平成二十五年厚生年金等改正法」という。）附則第五条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年厚生年金等改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法の規定により平成二十五年厚生年金等改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金若しくは平成二十五年厚生年金等改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会が行う給付に関する事務又は平成二十五年厚生年金等改正法附則第七十五条第二項の規定により企業年金連合会が行う給付に関する事務

第二章　経過措置

（定義）

第十六条　この章及び附則において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

一　改正前厚生年金保険法　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（以下「平成二十五年改正法」という。）第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（昭和二十九年法律第百十五号）をいう。

二　改正後厚生年金保険法　平成二十五年改正法第一条の規定による改正後の厚生年金保険法をいう。

三　改正前確定給付企業年金法　平成二十五年改正法第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法（平成十三年法律第五十号）をいう。

四　改正後確定給付企業年金法　平成二十五年改正法第二条の規定による改正後の確定給付企業年金法をいう。

五　改正後確定拠出年金法　平成二十五年改正法附則第百二条の規定による改正後の確定拠出年金法（平成十三年法律第八十八号）をいう。

六　廃止前厚生年金基金令　公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（以下「平成二十六年整備政令」という。）第一条の規定による廃止前の厚生年金基金令（昭和四十一年政令第三百二十四号）をいう。

七　改正前確定給付企業年金法施行令　平成二十六年整備政令第二条の規定による改正前の確定給付企業年金法施行令（平成十三年政令第四百二十四号）をいう。

八　改正後確定給付企業年金法施行令　平成二十六年整備政令第二条の規定による改正後の確定給付企業年金法施行令をいう。

九　旧厚生年金基金　平成二十五年改正法附則第三条第十号に規定する旧厚生年金基金をいう。

十　存続厚生年金基金　平成二十五年改正法附則第三条第十一号に規定する存続厚生年金基金をいう。

十一　厚生年金基金　平成二十五年改正法附則第三条第十二号に規定する厚生年金基金をいう。

十二　存続連合会　平成二十五年改正法附則第三条第十三号に規定する存続連合会をいう。

十三　確定給付企業年金　平成二十五年改正法附則第三条第十四号に規定する確定給付企業年金をいう。

十四　連合会　平成二十五年改正法附則第三条第十五号に規定する連合会をいう。

（存続厚生年金基金に係る廃止前厚生年金基金規則等の効力等）

第十七条　存続厚生年金基金については、第一条の規定による廃止前の厚生年金基金規則（以下「廃止前厚生年金基金規則」という。）第一章（第一条及び第六十六条を除く。）及び第三章（第七十四条の三第三項及び第四項、第七十五条第一項（第一号及び第十七号に係る部分に限る。）、第七十六条、第八十一条から第八十三条まで並びに第八十八条を除く。）並びに附則第二項及び第七項の規定については、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金規則の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第六条第二号	法第百六十一条第一項の規定により企業年金連合会（以下「連合会」という。）
	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第八条の規定により政府